

■練馬区出産・子育て応援事業 FAQ(HP掲載)

※令和5年2月21日時点の情報で作成しています。

質問	回答				
申請手続きはどのような方法で行うの？	申請は、電子申請により受付を行う予定です。 区からの申請案内より、支給対象者ご本人が申請してください。				
申請に必要な書類(本人確認書類等)は？	申請には本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード表面、健康保険証等)の写し等が必要となります。				
所得制限はありますか？	所得制限はありません。				
外国籍がもらえますか？	日本国籍を有する者と同様の要件を満たせば支給対象となります。				
里帰り出産の場合、どうなりますか。	里帰り先で「こんにちは赤ちゃん訪問」を受けた場合、練馬区の支給対象者です。 里帰り先の自治体から実施連絡があった際は、区内のご自宅まで申請案内を郵送します。 ご自宅を長期間留守にする場合などのご事情がある場合は、ご連絡ください。 健康推進課担当係(出産・子育て応援交付金担当)電話:03-5984-1336				
DVにより、練馬区に避難して生活していますが、対象となりますか？	区の問い合わせ先へご相談ください。 健康推進課担当係(出産・子育て応援交付金担当)電話:03-5984-1336				
DVにより、練馬区外に避難して生活していますが、対象となりますか？	区の問い合わせ先または、避難先の自治体にお問い合わせください。 健康推進課担当係(出産・子育て応援交付金担当)電話:03-5984-1336				
練馬区を転出しますが(しましたが)、対象になりますか？	令和5年2月28日以前に転出の場合	転出先の自治体に申請してください。(練馬区では事業開始前のため)			
	令和5年3月1日以降に転出の場合	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="703 1140 916 1267">転出前に面談を受けていない</td> <td data-bbox="916 1140 1492 1267">転出先へ申請してください (転出先の自治体で面談を受ける必要があります)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 1267 916 1429">転出前に面談(妊婦面談や産後の訪問面談)を受けている</td> <td data-bbox="916 1267 1492 1429">練馬区・転出先どちらに申請していただいても構いません。転出先へ申請する場合は、改めて面談を受けていただく必要があります。 なお、複数の自治体から二重に支給を受けることはできません。</td> </tr> </table>	転出前に面談を受けていない	転出先へ申請してください (転出先の自治体で面談を受ける必要があります)	転出前に面談(妊婦面談や産後の訪問面談)を受けている
転出前に面談を受けていない	転出先へ申請してください (転出先の自治体で面談を受ける必要があります)				
転出前に面談(妊婦面談や産後の訪問面談)を受けている	練馬区・転出先どちらに申請していただいても構いません。転出先へ申請する場合は、改めて面談を受けていただく必要があります。 なお、複数の自治体から二重に支給を受けることはできません。				
他自治体で妊娠届出を提出し、練馬区に転入しますが、対象になりますか？	練馬区の妊婦面談を受けた場合に支給対象となります。転入日翌日以降に、担当の保健相談所へお越しください。練馬区の健診や子育てサービスのご案内をします。 ※転入元の自治体で支給を受けている場合は対象外です。				
他自治体で出産し、練馬区に転入しますが、対象になりますか？	令和5年2月28日以前に練馬区に転入の場合	練馬区の支給対象者です。3月上旬から順次申請案内を発送します。 ※転入元の自治体で支給を受けている場合は対象外です。			
	令和5年3月1日以降に練馬区に転入の場合	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="703 1653 916 1809">転入前に面談を受けていない</td> <td data-bbox="916 1653 1492 1809">練馬区で面談後、申請してください。 (生後2か月以内の場合、訪問面談のお知らせを郵送しています)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 1809 916 1964">転入前に面談を受けている</td> <td data-bbox="916 1809 1492 1964">練馬区・転出元どちらに申請していただいても構いません。練馬区へ申請する場合は、改めて面談を受けていただく必要があります。</td> </tr> </table>	転入前に面談を受けていない	練馬区で面談後、申請してください。 (生後2か月以内の場合、訪問面談のお知らせを郵送しています)	転入前に面談を受けている
転入前に面談を受けていない	練馬区で面談後、申請してください。 (生後2か月以内の場合、訪問面談のお知らせを郵送しています)				
転入前に面談を受けている	練馬区・転出元どちらに申請していただいても構いません。練馬区へ申請する場合は、改めて面談を受けていただく必要があります。				
流産・死産した場合は、対象になりますか？	流産・死産した場合でも、令和4年4月1日以降に妊娠届を提出している場合は、出産応援ギフト(5万円相当)の対象となります。				

ギフトカードとは？	5万円(または10万円)相当のポイントが付与されたカードです。 妊娠・子育てに役立つ商品や支援サービス等、様々な育児関連商品が用意されたカタログの中から、付与ポイントに応じてご希望の商品をお選びいただけます。
東京都の赤ちゃんファースト(10万円分のギフトカタログ)とは一緒か？	東京都が実施する出産応援事業(出産後に10万円分のポイント交換(ギフトカタログ))とは異なる事業です。